

# 「道産建築材利用支援事業」の募集について

## 1 事業の目的・内容

本道では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、建築向けの製材需要が大きく落ち込んでいることから、木材関連企業はもとより、伐採や植林と言った計画的な森林の整備に甚大な影響が生じることが懸念されています。

このため、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材・木材製品（以下、「道産木材」という。）の利用促進を図るため、道産木材を利用して建築物の新築・改築を行う建築事業者に対し、木材の種類・利用量に応じて助成します。

## 2 事業の要件 …… 詳しくは「道産建築材利用支援事業取扱要領」参照

以下の要件を全て満たす場合に応募することができます。

（※応募内容を審査し交付対象者を決定しますので、応募しても交付を受けられない場合があります。）

### <事業の完了期限等>

- ①令和3年（2021年）3月19日までに補助対象となる木材が納品され、実績報告を行うことができること。
- ②令和2年（2020年）10月2日から令和3年（2021年）3月19日までに工事に着手し、令和3年（2021年）12月31日までに完成する建築物であること。なお、着手とは工事請負契約を締結することをいう。

### <補助対象者>

- ①道産木材を利用した建築物を施工する建築事業者
- ②道産木材活用宣言を行った建築事業者

### <補助対象となる建築物>

- ①民間の建築物であること。（建築主が国・道・市町村に該当しない建築物）
- ②建築物の施工に必要な木材利用量全体の30%以上に道産木材を利用すること。（内外装材を含まない）
- ③道産木材を補助対象とした国費を財源とする補助を受けていないこと。
- ④使用する木材は、合法木材または森林認証材であること。
- ⑤主要構造部に用いる木材は日本農林規格（JAS）の格付けを受けた含水率20%以下の乾燥材であること。
- ⑥施主の同意が得られていること。

### <普及啓発等への協力>

- ①道産木材活用宣言書を道ホームページに公表すること。
- ②道が作成する普及用資料への情報提供及び掲載すること。（非住宅の建築物のみ）

## 3 事業の優先採択事項 …… 詳しくは「道産建築材利用支援事業審査要領」参照

以下の優先採択事項に沿って評価された建築物を優先的に助成の対象とします。

優先採択事項	住宅	非住宅
①道産木材の利用量の多い建築物	○	○
②道産木材の利用率が高い建築物	○	○
③木材加工に関する先進技術を活用した構造部材を使用した建築物	○	○
④道産木材のPR効果が高い取組を実施する建築物（見学会の実施等）	○	○
⑤道産木材の波及効果の高い建築物（不特定多数の人の見学等）	—	○
⑥道産木材の展示効果の高い建築物（完成後も木材の利用状況がわかる等）	—	○
⑦早期に工事が完了する建築物	○	○



#### 4 補助対象及び交付金額

補助対象とする木材は次の区分のとおりです。  
 交付金額は利用量に補助単価を乗じた金額（千円未満切り捨て）の合計とします。ただし、一棟につき住宅は100万円、非住宅は200万円を上限とします。

##### ○構造材及び造作材等

区分	補助単価
・日本農林規格（JAS）の格付けを受けた直交集成板（CLT）	103,200円/m <sup>3</sup>
・（地独）北海道立総合研究機構林産試験場が開発し、北海道木材産業協同組合連合会が商標登録しているコアドライ木材製品	63,200円/m <sup>3</sup>
・強度等級E120以上の集成材	
・その他の道産木材（上記及び内外装材以外の木材）	21,200円/m <sup>3</sup>

##### ○内外装材

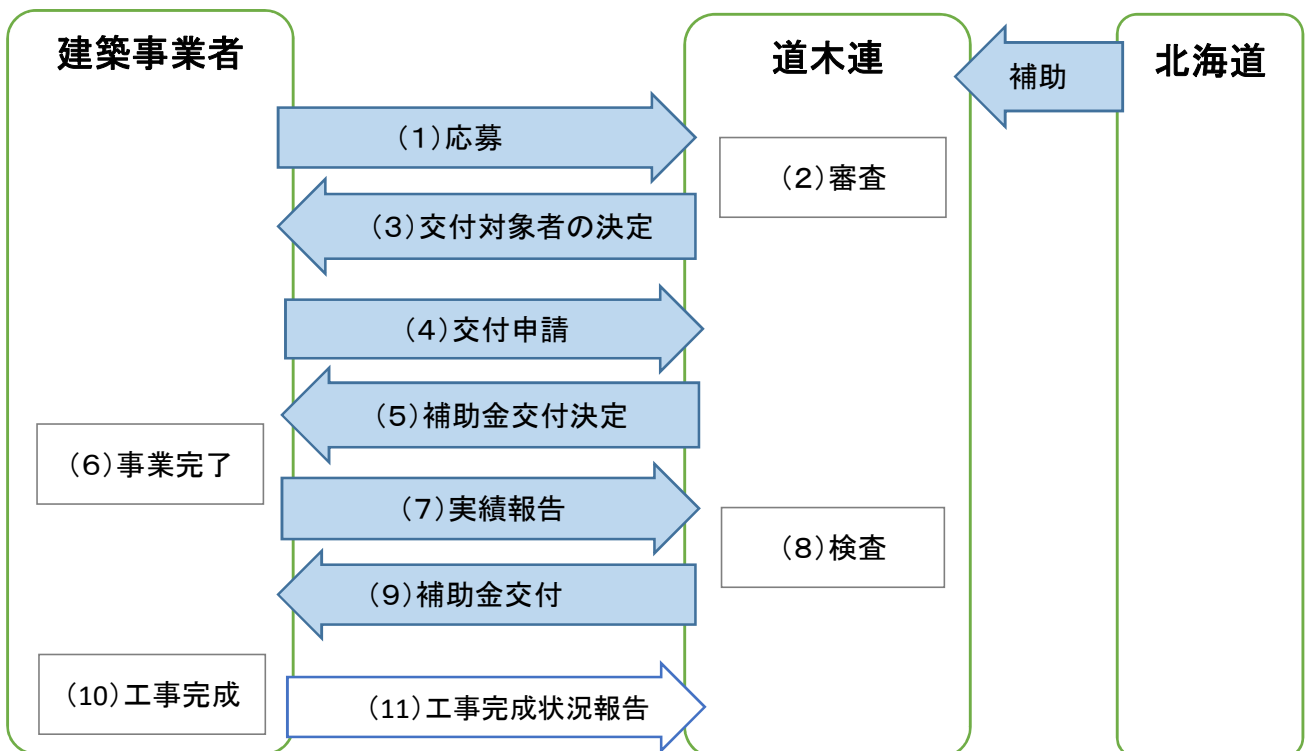
区分	補助単価
・内外装材	1,500円/m <sup>2</sup>

#### 5 予算額

住宅 2,800万円

非住宅 2,400万円

#### 6 手続きの流れ



※道木連：

北海道木材産業協同組合連合会の略称



## 7 必要な書類

**応募時** (6手続きの流れの「(1)応募」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業に係る補助金交付申込書	別記 第1号様式
②	道産木材活用宣言書	別記 第2号様式
③	申込同意書	別記 第3号様式
④	工事契約書の写し	※契約前の場合は契約後提出

**交付申請時** (6手続きの流れの「(4)交付申請」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業交付申請書	別記 第6号様式
②	製材等木拾い表(計画)	別記 第7号様式その1
③	内外装材木拾い表(計画)	別記 第7号様式その2
④	設計書・図面・仕様書等道産木材の使用箇所がわかるもの	

**実績報告時** (6手続きの流れの「(7)実績報告」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業実績報告書	別記 第9号様式
②	納品書	
③	産地証明・合法証明	
④	JAS製品の証明	
⑤	木材の納品状況が確認できる写真	

**工事完成時** (6手続きの流れの「(11)工事完成状況報告」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業工事完成状況報告書	別記 第11号様式
②	道産木材の利用状況のわかる写真	
③	検査済証の写しや工事引渡書など、工事完成を証明する書類	
④	PR等の実施状況がわかるもの(応募時にPRをする計画となっていた場合)	

※様式は下記アドレスからダウンロードできます。

<http://www.woodplaza.or.jp/>

## 8 募集期間

- ・第1回目の募集期間は、終了しました。
- ・第2回目の募集期間は令和2年12月7日(月)～令和2年12月25日(金)までとします。
- ・応募総額が予算に達しなければ第3回目の募集を行う場合があります。  
募集期間は道木連のホームページ(ウッドプラザ北海道)上で告知します。

## 9 選定結果の通知

- ・選定結果については、採択、不採択いずれの場合においても、応募者に通知いたします。通知の時期については、募集期間の最終日からおおむね3週間後を予定しております。

**応募方法** メール、FAXまたは郵送でご応募ください

※行き違い等を防ぐため、応募の際は電話でのご連絡もお願いいたします。

mail : doumokuren@woodplaza.or.jp

fax : 011-251-0684

住所 : 〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目5番地1-2

道庁西ビル 2F

北海道木材産業協同組合連合会 宛

事業内容についての問い合わせ先

北海道木材産業協同組合連合会

電話 : 011-251-0683

担当 : 萩原、畠澤